

広島県告示第四百五十一号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

令和三年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

医療法人社団 齋整形外科	名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
広島市西区己斐本町一丁目五番五号			令和三年三月二日